

「トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金」の受付について

1. 義援金の受付口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
鹿児島銀行	県庁支店	普通預金 3046911	シャカイフクシホウジ`ンカゴ`シマケンキョウト`ウホ`キンカイ 社会福祉法人鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	普通預金 1157390	シャカイフクシホウジ`ンカゴ`シマケンキョウト`ウホ`キンカイ 社会福祉法人鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行	00950-6-198657		カゴ`シマケンキョウホトカラレットウキンカイ`ンゲント 鹿児島県共募トカラ列島近海を震源と スルジ`シンサイカ`イ`エンキン する地震災害義援金

※鹿児島銀行、南日本銀行、ゆうちょ銀行の窓口での本支店間の振り込みについては、振込手数料は無料です。

※上記以外の金融機関からの振込、ATM・インターネットバンキング等を利用した振込には手数料がかかりますのでご注意ください。

2. 現金書留による義援金の受付について

〈宛先〉社会福祉法人鹿児島県共同募金会

〒890-8517 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号

※宛名の面に「救助用郵便」と明記してください。

3. 受付期間

令和7年7月15日（火）から令和7年12月26日（金）まで

4. 義援金の配分

鹿児島県、日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県共同募金会等で構成する義援金配分委員会において配分額を決定のうえ、市町村を通じて被災者に配分する予定です。

5. 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当。
 - ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当。
- ※税の控除を受けるためには、鹿児島県共同募金会発行の領収書及び本募集要綱の写しが必要です。

6. 問い合わせ先

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター2階

TEL 099-257-3750 FAX 099-259-4068